

日医発第 1606 号（地域）

令和 8 年 1 月 6 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 今村英仁

(公印省略)

## 医師の宿直義務の例外規定について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、規制改革実施計画（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）に基づく対応として、厚生労働省医政局総務課長より各都道府県衛生主管部（局）長宛に標記通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

病院における医師の宿直義務に関しては、医療法第 16 条及び医療法施行規則第 9 条の 15 の 2 により、「当該病院の医師が当該病院に隣接した場所に待機する場合」及び「病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されているものとして当該病院の管理者があらかじめ当該病院の所在地の都道府県知事に認められた場合」には、例外的に病院に医師を宿直させてなくてよいこととされています。併せて、後者の都道府県知事が認める際の具体的な基準については、平成 30 年の厚生労働省医政局長通知※において、「1. (3) ア～エのすべてを満たすこと」とされています。

今回の通知は、「ウ. 当該医師が速やかに駆けつけられる場所にいること。特別の事情があって、速やかに駆けつけられない場合においても、少なくとも速やかに電話等で看護師等に診療に関する適切な指示を出せること。」に示されている「電話等」には、例示された電話のみならず、オンラインによる対応を含め、電話以外の情報通信機器を用いた対応も含まれることを明確化したものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知賜りますとともに、貴会管下郡市区医師会等への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願ひ申し上げます。

<参考>

※「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行について（施行通知）」

（平成 30 年 4 月 3 日付日医発第 12 号（地 2）（介 2）で貴会宛送付済：8～9 ページ）

事務連絡  
令和7年12月25日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

医師の宿直義務の例外規定について

標記について、別添のとおり、各都道府県衛生主管部（局）長長宛てに通知を発出しましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

医政総発 1225 第 1 号  
令和 7 年 12 月 25 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長  
( 公 印 省 略 )

### 医師の宿直義務の例外規定について

規制改革実施計画（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）において、「病院での医師の宿直義務及びその例外規定に関する当該例外規定の具体的な取扱いを定める施行通知において示されている「当該医師が速やかに当該病院に駆けつけられる場所にいること」を前提とした上で、「特別の事情があって、速やかに駆けつけられない場合においても、少なくとも速やかに電話等で看護師等に診療に関する適切な指示を出せること」には、オンラインによる対応を含む、電話以外の情報通信機器を用いた対応も含まれることについて明確化し、周知する」とされたところです。

これを踏まえ、下記のとおり整理しましたので、内容について御了知のうえ、管内の医療機関に対し、周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願い申し上げます。

### 記

医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 16 条の規定に基づき、医業を行う病院の管理者は、病院に医師を宿直させなければならないこととされているが、例外的に、同条及び医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）第 9 条の 15 の 2 の規定により、「当該病院の医師が当該病院に隣接した場所に待機する場合」及び「病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されているものとして当該病院の管理者があらかじめ当該病院の所在地の都道府県知事に認められた場合」には、病院に医師を宿直させなくてよいこととされている。

また、後者の場合に関して、当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されているものとして当該病院の所在地の都道府県知事が認める際の具体的な基準については、「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行について（施行通知）」（平成 30 年 3 月 22 日付け医政発 0322 第 13 号厚生労働

省医政局長通知。以下「通知」という。) 1. (3)において、次のア～エのすべてを満たすこととされている。

- ア 入院患者の病状が急変した場合に、当該病院の看護師等があらかじめ定められた医師へ連絡をする体制が常時確保されていること。
- イ 入院患者の病状が急変した場合に、当該医師が当該病院からの連絡を常時受けられること。
- ウ 当該医師が速やかに当該病院に駆けつけられる場所にいること。  
特別の事情があって、速やかに駆けつけられない場合においても、少な  
くとも速やかに電話等で看護師等に診療に関する適切な指示を出せること。
- エ 当該医師が適切な診療が行える状態であること。  
当該医師は適切な診療ができないおそれがある状態で診療を行ってはな  
らない。

このうち、ウの「電話等」には、例示された電話のみならず、オンラインによる対応を含め、電話以外の情報通信機器を用いた対応も含まれるものである。

以上